

会議顛末書

							記 録 者	戸 崎 祥 尚		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	副 部 長	課 長	課 長 補 佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員	
	(Blank cells for attendance)									
件 名	令和3年度第5回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会									
年 月 日	令和3年10月27日(水)									
時 間	午後1時30分から午後2時40分まで									
場 所	龍ヶ崎市役所5階全員協議会室									
出 席 者	<p>【指定管理者選定委員会委員】</p> 坂野委員長(流通経済大学 准教授), 末成副委員長(税理士), 林委員(公募市民), 飯塚委員(公募市民), 大貫委員(総務部長), 松尾委員(市長公室長) <p>【事務局】</p> 企画課: 岡野課長, 仲村課長補佐, 清原係長, 戸崎主査(記録者)									
欠 席 者	0名									
説 明 者	議題(1)及び(2) スポーツ都市推進課									
内 容	1 開 会 2 議 題 (1) 「龍ヶ崎市北文間運動広場(スポーツサロン北文間館)」の指定管理の方向性について (2) 「龍ヶ崎市北文間運動広場(スポーツサロン北文間館)」の申請要領及び業務仕様書について 3 その他 4 閉 会									
会議録署名人	林委員, 松尾委員									
傍 聴 人	0名									
情 報 公 開	公 開					(龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第5条第 号該当)				
	部分公開	非公開(一部非公開を含む)とする理由								
	非 公 開	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)				年 月 日				

発言者	発言内容
事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、令和3年度第5回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新たに委員となられた方をご紹介します。</p> <p>本市の8月16日付けの人事異動に伴いまして、新たに総務部長となりました大貫勝彦委員でございます。菊地委員に代わり委員となりましたので、皆様よろしく願います。</p>
大貫委員	<p>改めましてこんにちは。8月16日付けで総務部長を拝任いたしまして、菊地の後任として当委員会に参加させていただくことになりました大貫です。よろしく願います。</p>
事務局	<p>続きまして、会議の開催要件を報告いたします。</p> <p>本委員会は、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会条例第7条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が無ければ開くことができないとされております。本日、委員6名全員出席いただいておりますので、会議の開催要件に達していることをご報告いたします。</p> <p>次に、会議の公開についてでございます。</p> <p>本委員会は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例に基づきまして、本日の議題(1)が公開、議題(2)が非公開となっております。</p> <p>また、本日の会議は、傍聴定員を5名とさせていただいておりますが、現時点で傍聴者はいらっしゃいませんので、その旨報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして、マイクの使用についてです。ご発言の際には、いつもどおり発言の前にスイッチを入れていただいて、発言が終わりましたらスイッチを切っていただくということで願います。</p> <p>それでは早速、本日の議題に入ってまいりたいと思います。</p> <p>坂野委員長からごあいさつを頂戴いたしまして、そのまま引き続き、議事の進行をお願いしたいと思います。坂野委員長よろしく願います。</p>
坂野委員長	<p>皆様こんにちは。第5回になりますが、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会をはじめさせていただきます。</p> <p>本日は、雨の中、また足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は、議題が2件ということで、皆様と充実した審議を慎重にやっていけるかと思っております。本日もよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、以下着座にて進行させていただきます。寒くなりましたので、皆様くれぐれもお気を付けください。</p> <p>まず、本日の会議の会議録署名人を決めたいと思います。今回は、林委員と松尾委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(両委員承諾)</p> <p>ありがとうございます。それでは、次第に従いまして、議題(1)に行かせていただきます。</p> <p>議題(1)「龍ヶ崎市北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）の指定管理の方向性について」でございます。</p> <p>昨年度、北文間運動広場の中の北文間体育館と北文間多目的広場につきましては、</p>

	<p>指定管理者候補者を選定していただきました。その節はありがとうございました。</p> <p>今回は、令和4年度から新たに北文間運動広場内に開館を予定しておりますスポーツ施設、スポーツサロン北文間館の指定管理の方向性について、ご審議を賜りたいと思っております。</p> <p>まず、所管課でございますスポーツ都市推進課からご説明を受けた後、皆様からご意見を頂戴したいと思っております。準備ができ次第説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(スポーツ都市推進課入室)</p> <p>それでは、準備が整い次第よろしく申し上げます。</p>
<p>説明者 (スポーツ都市推進課)</p>	<p>スポーツ都市推進課の足立と申します。私と課長補佐の杉本の2人で説明をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、議題の(1)「北文間運動広場(スポーツサロン北文間館)の指定管理の方向性について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、施設の概要等について説明をさせていただきます。</p> <p>旧北文間小学校につきましては、体育館と多目的広場、グラウンドを北文間運動広場として、指定管理者のたつのこまちづくりパートナーズが、本年4月から管理運営を開始しております。</p> <p>本日、ご審議いただきますスポーツサロン北文間館ですが、旧北文間小学校の第4期校舎でありまして、鉄筋コンクリート造り、3階建て、延べ床面積が約1,200㎡の建物でございます。</p> <p>資料の1番後ろに図面がございますので、ご参照ください。</p> <p>既に第1期校舎から第3期校舎、プールは解体済みとなっております。本年度におきましては、第4期校舎の改修工事を行う予定でございます。</p> <p>工事内容としましては、主に1階部分が対象でありまして、男女のトイレ、多目的トイレ、冷暖房設備、照明設備、男女更衣室、玄関風除室等の改修を予定しております。この第4期校舎については、既存の体育館、多目的広場、グラウンドと併せて、北文間運動広場とする条例改正を9月の定例議会で行っており、来年の令和4年4月から指定管理による運営を開始したいと思っております。</p> <p>条例改正では、施設名称をスポーツサロン北文間館とし、開館時間や使用料金を設定しております。1階部分の3教室の内2つの教室をレクリエーションルームとして一般開放し、残りの1教室は、北文間小学校の歴史資料展示スペース及び施設管理事務スペースとしております。2階と3階については、一般開放はいたしません。2階部分につきましては、市の備品等の保管スペース、3階部分については、災害時等の避難場所の活用としております。</p> <p>事業展開としましては、ニュースポーツなど運動する場としての利用、また、研修や講座など、学びの場としての利用が可能です。指定管理者等による運動スポーツ教室の展開としては、ニュースポーツ体験教室、ヨガ・ストレッチ講座、ウォーキング講座、それと、小貝川が近接しているという立地であることから、サイクリング講座などが考えられます。貸館事業では、文化的な活動も可能です。</p> <p>また、隣接のコミュニティセンターとの差別化、稼働率の向上として、営利目的の活動、例えば、講師がレッスン料を徴収する教室でも貸出しが可能ということで設定しております。</p>

	<p>次に、指定管理者の選定でございます。</p> <p>指定管理者の選定につきましては、北文間体育館、多目的広場、グラウンドを含む当市のスポーツ施設である総合体育館外 15 施設の管理運営を行っている、たつのこまちづくりパートナーズが管理運営することにより、北文間運動広場の同一敷地内の施設として、一貫性のある適切な管理ができることから、今回は非公募とし、同指定管理者を選定、申請者としようとするものでございます。</p> <p>なお、たつのこまちづくりパートナーズは、平成 26 年度から当市のスポーツ施設を管理しており、現在は、コナミスポーツ株式会社、常陽メンテナンス株式会社、東洋グリーン株式会社、NPO 法人クラブ・ドラゴンズの 4 者の管理により、本委員会による指定管理者の評価においても高い評価をいただいているところでございます。</p> <p>北文間運動広場につきましては、たつのこまちづくりパートナーズの管理により、これまでのノウハウを生かし、地域住民及び多様化する利用者のニーズに、効果的・効率的に対応できるスポーツ施設にさせていただきたいと考えておりますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
坂野委員長	<p>ご説明ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見やご質問等はございますでしょうか。いつものように、末成副委員長からよろしく願いいたします。</p>
末成副委員長	<p>申請要領、それから仕様書を見ましたが、ほかの施設と基本的には同じパターンですので、特に問題無く、このまま実行してよろしいかと思っておりますので、よろしく願いします。</p>
坂野委員長	<p>ありがとうございます。林委員いかがですか。</p>
林委員	<p>ほかの施設と併せて管理運営をしていただくということで、一貫した管理運営ができると思っておりますので、よろしいかと思っております。</p>
坂野委員長	<p>ありがとうございます。次に、飯塚委員いかがですか。</p>
飯塚委員	<p>主旨をご説明いただきましたが、素晴らしいと思います。質問になりますが、個人利用者と団体利用者の分析についてですが、どの地区の団体、個人、どういう年齢の方が利用するのか、そのような利用者の分析というのはされておりますでしょうか。それに対する今後の構想ですとか、その辺りの検討をしていただいたのか見えない所がありましたのでお伺いします。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>それでは、事務局からお願いします。</p>
説明者 (スポーツ都市推進課)	<p>利用者につきましては、この施設は北文間地区に立地しますが、地区に限定せず全市的な利用ということで考えております。北文間地区につきましては、コミュニティセンターも近く、北文間地区のコミュニティセンター協議会主催の行事も既存で行われておりますので、当然、北文間地区の方にも利用いただくものと考えております。</p> <p>利用者数につきましては、どれ位の人数が利用するか、全体としては概算で想定しておりますが、地区ごとの分析までは行っていない状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>ありがとうございます。飯塚委員いかがですか。</p>

飯塚委員	ありがとうございます。
坂野委員長	次に、松尾委員よろしくお願ひします。
松尾委員	旧北文間小学校の施設を活用した運動広場ということで、すでに供用開始されている施設と一体的に運用するということですので、ご提案の指定管理の方向性で妥当だと思います。
坂野委員長	ありがとうございます。大貫委員よろしくお願ひします。
大貫委員	既存施設との一体的な利用や一定の評価を得ている指定管理者が管理運営を行うということで、一貫性があるというところは皆さんと同じ意見です。付け加えれば、例えば、比較的小規模な施設でありますので、ここだけ単独で、異なる指定管理者が管理運営を行うということになった場合、経済的にもかなり不利になると思いますので、事務局提案のとおりでよろしいかと思ひます。 以上です。
坂野委員長	ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問等はございますか。 それでは私からお伺ひしますが、旧北文間小学校は、水害があつた時に水の跡が残っている所ですか。
説明者 (スポーツ都市推進課)	はい。北文間地区につきましては、昭和 56 年に小貝川が決壊した時に、小学校まで水が来ておりました。大体、校舎の下から 1.1m から 1.5m 位の所に、記しと言ひますか、ここまで来たというような表示がされておりました。そういうこともありまして、2 階以上については一般供用しませんが、3 階につきましては、水が来た時に避難が遅れた方が、そこに行って避難できる場所として状態を保つということにしておひます。
坂野委員長	ありがとうございます。それは、今も残っていますか。
大貫委員	現在は残っていません。第 1 期校舎から第 3 期校舎は古いので、水が来た時の跡がありました、それは解体してしまひまして、改修している第 4 期校舎につきましては、平成元年の竣工ですので、被害より後に建つた建物で、そういったものは残っていないと思ひます。
坂野委員長	有名な先生が熱く語っておられた話を、私はもう何十回も聞いているものですからお伺ひしてみました。ありがとうございます。 説明をお伺ひした中では、危機管理事情もかなり対策をされているということがわかりました。今後に備えまして、ユニセックスの多目的トイレができるということで、非常に安心しておひます。 それとあと 1 つ、公募をしないという点で、一貫性を保つためにということでしたが、やはりスケールメリットということもありますし、色んな意味で、今後しばらくはこちらの団体にお任せしたいというご意思も理解できました。 それでは、スポーツ都市推進課からご説明がございました、龍ヶ崎市北文間運動広場(スポーツサロン北文間館)の指定管理の方向性につきましては、指定管理で管理運営を行うとともに、非公募により、総合体育館の指定管理も行っているたつのこまちづくりパートナーズを指定管理者の申請者とするということにさせていただきたいと思ひますが、皆様よろしいでしょうか。 末成副委員長どうぞ。

<p>末成副委員長</p>	<p>最後に一言言わせてください。</p> <p>皆様ご承知のように、北文間地区は田んぼが多く、市内でも人口密度の低い所です。さらに、指定管理料も月額 25 万円位で、年間でも 290 万円になっています。そうすると、新たな指定管理者に運営を任せるのは難しいと思いますので、既に北文間運動広場を運営しているたつのこまちづくりパートナーズにお任せするのがよろしいと思います。</p> <p>そこで、担当課にお願いですが、3 ページの提案事業・自主事業、それから 4 ページに要求水準が記載されていますが、私からするとあまり厳しい過重な提案事業の提案まではやらなくてよろしいと思います。利用人数の目標が 2 万 1,000 人ということで、月間 1,750 人、週では 440 人、1 日当たり 70 人を集客しないといけないこととなります。指定管理者としては、これを達成しないといけないということですから、初年度は様子見ということで、ある程度の指標として、資料取りということで目標を下げてでもよろしいのではないかと思います。</p> <p>簡単に言いますと、初年度は大目に見ていただいて、様子見してあげてはいただけませんかというのが、私の主観でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>末成副委員長から、もう少し甘めに見ても良いのではないかと話がありました。この基準を下げて良いという主旨でよろしいですね。</p>
<p>末成副委員長</p>	<p>初年度は様子見してあげてもいいと思います。そうすると、翌年度の指標が大体わかりますので、それに対して目標を上げていけば良いかと思います。初年度は大目に見てあげればよろしいかと思います。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>このような優しいお言葉も賜っておりますので、ぜひご検討いただければと思います。</p> <p>それでは、こちらの件につきましては、末成副委員長からのお言葉にご配慮いただきまして、説明のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(各委員異議なし)</p> <p>それでは、皆様よろしいということですので、これにて議題(1)については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、議題の(2)ということになります。</p> <p>議題(2)でございますが、「龍ヶ崎市北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）の申請要領及び業務仕様書について」ということになります。</p> <p>引き続き、所管課でございますスポーツ都市推進課からご説明をいただきまして、その後、皆様からご意見を頂戴したいと思っております。それでは、ご説明の方よろしくお願申し上げます。</p>
<p>説明者 (スポーツ都市推進課)</p>	<p>よろしくお願いたします。最初に、業務仕様書から先にご説明したいと思います。</p> <p>先程説明させていただいたように、北文間運動広場の体育館とグラウンドの多目的広場は、今年度より運用を開始しております。その関係もありますので、今回の説明は、体育館と多目的広場の仕様書から、今回新たに追加したものを中心に説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>最初に 1 ページをお開きください。1 番下でございます「施設の利用受付に関すること」になります。</p> <p>こちらは、北文間体育館等と同様の方法になっており、施設の利用受付は、総合体</p>

育館のたつのこアリーナの窓口で行います。窓口での受付時間は、午前9時から午後9時までとします。

また、利用希望者からの予約受付につきましては、下の表のとおり、市内の方は3ヶ月前から、市外の方で、牛久市と利根町在住の方は2ヶ月前から、その他の方は1ヶ月前から予約できるようになっております。受付は、窓口や電話のほか、パソコンや携帯からも予約できる茨城公共施設予約システムも活用していきます。

次に、真ん中のあたりの③「スポーツ教室の普及・促進に関すること」のウになります。「ニュースポーツ教室の実施及び指導・普及」です。

こちら先程説明しましたが、ニュースポーツを普及していくということで、ニュースポーツというのは、レクリエーションスポーツとも呼ばれていまして、子どもから大人まで一緒に楽しむことのできるルール簡単なスポーツ類です。施設に、ニュースポーツの用具を幾つか常備しておきまして、ニュースポーツの普及を推進していく予定です。

次に、④「その他」のウになります。

指定管理者は、施設の機械警備の設定・解除を毎日行ってくださいということで、この施設に管理者は常駐しません。そのため、機械警備を設置しまして、毎日、設定・解除して管理をしていきます。

次に、オになります。

開館時間中は、責任者又は代行者が総合体育館「たつのこアリーナ」に常駐してくださいということにしておりますが、スポーツサロン北文間館のコミュニティルームも指定管理者の事務所として事務作業ができるようにします。このコミュニティルームは、2つに分けまして、1つを事務所に、もう1つを展示室として活用していきます。

次に、4ページをお願いします。(2)の「開館時間及び休館日」になります。

開館時間は、午前9時から午後10時まで、休館日は、毎週月曜日と12月28日から翌年の1月4日までとします。

(3)「利用料金」です。

レクリエーションルームA・Bともに1時間当たり500円としており、営利目的で利用する場合には、1時間当たり1,000円としております。

次に、5ページをお願いします。(2)「展示室の管理」です。

展示室には、北文間小学校の創設者である飯塚古登さんの肖像画や長沖の田園風景の絵画等を展示しております。見学の依頼があった場合には、展示室に案内するようにここに明記しております。

(3)です。「貸館事業の実施」です。

この施設は、スポーツ施設としての活用のほか、会議や講座等での貸出しも可能な施設となっていますので、幅広く活用していただけます。

次に、6ページになります。下の方の「施設の管理に関する業務の基準」の1番です。「建築物及び設備の保守管理に関する業務」、そして(1)「消防設備点検業務」、(2)「機械警備設置及び点検業務」となっております。

このほか、浄化槽や受水槽の清掃保守点検、また、自家用電気工作物の保守業務等がありますが、こちらにつきましては、北文間体育館の仕様書に明記しておりますので、ここでは新たに追加したものとして、この2つを入れております。

	<p>次に 11 ページになります。5 番の「危機管理に関する業務」です。下の方になりますが、スポーツサロン北文間館は、水害時等の垂直避難場所として予定しています。市がスポーツサロン北文間館を避難所として開設する際には、その準備・運営にご協力願いますということで、先程話がありました水害時には、こちらの利用をするということで明記しております。</p> <p>仕様書につきましては、以上になります。</p> <p>続きまして、申請要領の説明をいたします。2 ページをお願いします。「指定期間」です。</p> <p>令和 4 年、2022 年 4 月 1 日から、令和 7 年、2025 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。市のスポーツ施設である総合体育館外 15 施設の指定期間も令和 7 年 3 月 31 日までとなっておりますので、それに合わせております。</p> <p>次に、4 ページをお願いします。「要求水準」になります。</p> <p>市から指定管理者への管理運営にあたっての要求水準ということで、ここでは、年間利用人数 2 万 1,000 人以上、年間利用料金収入 25 万 7,000 円以上としております。この数字は、北文間体育館の実績としまして、月平均の利用人数が約 800 人、利用料金が約 8,000 円であること、また、スポーツサロン北文間館は 2 つの部屋がありまして、利用料金も体育館より少し高く設定していることから設定しましたが、先程ご指摘もいただきましたので、初年度ということを考慮しまして少し下げたいと思います。</p> <p>次に、6 ページになります。下の方の(3)「指定管理料」です。</p> <p>指定期間 3 年間に市が支払う指定管理料合計額の上限額は、870 万円とします。</p> <p>続いて 7 ページになりますが、指定管理料の毎年の年額についてですが、290 万円となっております。合計 870 万円ということで、内訳ですが、事務費が 5 万円、ほかに、施設の維持管理費が 260 万円、その他事務運営の諸経費が 25 万円となっております。参考まで、北文間体育館等の金額は、455 万 6,000 円としております。</p> <p>次に、8 ページをお願いします。「募集に関する事項」です。</p> <p>募集及び選定等のスケジュールということで、①「申請要領及び業務仕様書の配布、質問受付及び回答」につきましては、令和 3 年 11 月初旬から中旬を予定しております。</p> <p>②「申請書の受付」は 11 月下旬、③の「プレゼンテーション、ヒアリングの実施及び指定管理者候補者の選定」が令和 4 年 1 月中旬、④「市による指定管理者候補者の決定」が 1 月の下旬、「審査決定の通知」も同じく 1 月の下旬、「仮協定の締結」は 2 月の下旬、「指定管理者の指定」は、令和 4 年第 1 回市議会定例会での議会承認となります。最後に、⑧「基本協定及び年度協定の締結」は、令和 4 年 3 月下旬としております。このスケジュールで今後進めていく予定です。</p> <p>スポーツサロン北文間館の業務仕様書、申請要領等の説明は以上になります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
坂野委員長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまからこの件について審議をさせていただきたいと思っております。この件につきまして、ご意見やご質問等はございますか。副委員長の末成先生からお願いします。</p>
末成副委員長	<p>先程お話しした内容そのままでございますので、よろしくお願いたします。</p>

坂野委員長	ありがとうございます。林委員いかがでしょうか。
林委員	特にございません。よろしく願いいたします。
坂野委員長	飯塚委員いかがですか。
飯塚委員	色々ございますけれども、まず、利用時間は午後 11 時位までになりますか。
説明者 (スポーツ都市推進課)	午後 10 時までとなっております。総合体育館と同じ時間です。
飯塚委員	照明設備ですが、グラウンドとか夜利用されることもあると思いますが、どのように整備されておりますか。
説明者 (スポーツ都市推進課)	照明設備は、特に考えておりません。グラウンドにつきましては、日中の使用となっておりますので、体育館等は照明がありますので、午後 10 時までということと考えております。
飯塚委員	続けてよろしいでしょうか。
坂野委員長	どうぞ続けてください。
飯塚委員	駐車場を利用する方がいらっしゃいますので、照明設備は大事だと思います。
説明者 (スポーツ都市推進課)	駐車場については、車の乗り降りに支障がない程度に照明を付けております。
飯塚委員	わかりました。駐車場の台数は、40 から 50 台位のスペースだと思います。施設の立地条件では、向かい側にコミュニティセンターがあって、そこにも駐車場があります。そのスペースも駐車場として利用はされますか。それとも別という扱いですか。
説明者 (スポーツ都市推進課)	北文間運動広場は、コミュニティセンターと共用して使えるようにしておりますので、向こうがいっぱいになった場合には、北文間体育館の駐車場も利用していただけるということで、前回の仕様書にも謳っております。
飯塚委員	私も現状を見に行ってきたのですが、あそこの条件ですと、大型バスは入りにくいと思います。入れてもマイクロバス程度になると思います。団体でスポーツ大会とかを開催する場合に、他所から大型バスで来ることも想定されると思いますが、その辺りはどのように考えていますか。
坂野委員長	それでは、よろしく願います。
説明者 (スポーツ都市推進課)	ご指摘がありましたように、駐車場への進入路が非常に狭く、大型車は入れない状況でございます。マイクロバスについては、現在もコミュニティバスは走っておりますので、その程度の大きさであれば大丈夫だと思いますが、施設的特性上、小学校の規模ですので、あまり大きな大会というのは想定しておりません。大きな大会につきましては、総合運動公園のフィールドやスタジアム、たつのこアリーナを使用いただければと考えております。
坂野委員長	ありがとうございます。飯塚委員よろしいですか。
飯塚委員	あともう 1 点、参考としてお伺いしますが、管理者を常駐させないということで、たつのこアリーナに常駐するということでしたけれども、利用者が怪我をした場合に、施設に責任者が常駐していないということで、すぐに対応できるのかということが心配ですがいかがですか。
坂野委員長	それでは、お願いいたします。

<p>説明者 (スポーツ都市推進課)</p>	<p>体育館等につきましても常駐はしておりませんので、何かあった時には、たつのこアリーナに連絡してもらおうということで対応したいと思っております。</p> <p>施設に常駐する管理人がいればそれに越したことは無いとは思いますが、そうなりますと、指定管理料が人件費だけで、おそらく3倍とか4倍に膨れ上がると思います。現在も、体育館とグラウンドにつきましては常駐していない状況で、高砂体育館も常駐しておりません。</p> <p>施設の管理については、申請や料金の支払いについてはたつのこアリーナで行い、施設の開館時と閉館時に、指定管理者が鍵の開閉を行うこととしております。そして、利用者が利用する時には、鍵が2つありますので、利用者自らロックを解除して利用していただくという形です。何かあれば、たつのこアリーナに電話等で連絡をいただき、対応するというようなスタイルを取っております。</p> <p>今回の場合は、この施設で自主事業もかなり大きく展開するものと考えられ、指定管理者は、そこで自分の事業を展開しますので、自ずとそこにいる機会が多くなってくるものと考えておりますが、開館から閉館までいなければならぬといった縛りは付けておらず、そこで、指定管理料が圧縮されるというような意図もあります。</p> <p>繰り返しになりますが、責任者が常駐しなければいけない訳ではありませんので、どの程度になるかわかりませんが、自主事業の展開により、結果として、自ずと指定管理者が1人か2人はいるような形になるものと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>飯塚委員いかがでしょうか。</p>
<p>飯塚委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>それでは、松尾委員お願いします。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>事務局から、指定管理者の自主事業などで多くの利用が見込まれるというお話を伺いまして、それで再度の提案ですが、先程、末成副委員長から、要求水準を少し下げてもいいのではないかとというお話がありました。特に、初年度はよくわからないところがあるからという温かいお話でしたけれども、逆に、指定管理者の背中を押す意味で、自主事業など積極的にやっていただくような意味で、この要求水準についてはこのままにして、そして、逆に評価の際に、仮に要求水準を下回ったにしても、元々チャレンジ目標のような、少し高めの設定をしていたということを勘案していただいて、評価でそのところを調整していただくようなやり方もあるのかなと思いついて、再度そういうやり方について、ご提案したいなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>松尾委員、ありがとうございます。末成副委員長、そういうご意見が出ましたがいかがですか。</p>
<p>末成副委員長</p>	<p>ビジネスのマネジメントの場では、一般的にそういう方法は取りません。やっぱり、適正水準というのはある程度決めておかななくてはなりません、初年度でこういう状況ですから、決めるのは非常に難しいと思いますので、あまりこだわらなくてもいいのではないかと思います。2年目からは指標が出てきますので、それに対してやっていかれた方がいいのではないかと思います。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>もしよろしければ、ご面倒かもしれませんが、もう1度指標の試算の手法と言いますか、方法、試算の根拠というのを教えていただければと思います。よろしいですか。</p>

松尾委員	<p>実は、少しこだわりがあるのは、これは3年間を規定する仕様書ですので、毎年毎年見直しができる訳ではありませんから、低い目標を設定すると、それで3年間進んでしまうというのが、少し心配されるところかなと思いました。</p> <p>それで、確かに副委員長がおっしゃるように、実績もわからない見込みの数字で、最初に高い目標を設定した時に、評価がきちんとできないのではないかというご心配は非常によくわかりますが、3年間をこれで固定してしまうという前提で考えると、あまり低く設定するのもいかがなものかなという思いがありまして、それでご提案をさせていただいた次第です。</p>
坂野委員長	<p>松尾委員の話は、非常に合理的なので理解できます。</p> <p>その前提としては、試算がどういう根拠に基づいてなされているかということ进行明言していただければ、おそらくもう1度審議できるかと思ひます。繰り返しになって申し訳ありませんが、いかがですか。</p>
末成副委員長	<p>この2万1,000人という数字自体が、何らかの算定基準があつて、それに基づいたはつきりしたものであればよろしいと思ひますが、実際にこれで1年間運営してみたらこの階差が非常に大きくなつたという時に、責任問題が出てくるということになってしまいますから、最初の目標設定が高過ぎたというお叱りを受けるケースもあります。マネジメントの思考からいくと、出すのであればはつきりした算定根拠を出してやってくださいということです。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>それでお伺いしようということで聞いておりますので、事務局からお願いします。</p>
<p>説明者 (スポーツ都市推進課)</p>	<p>算定根拠ですが、先程もお話しさせていただきましたが、隣にある北文間体育館の実績が、大体平常時ですと月の平均が約800人、利用料金が月8,000円程になります。</p> <p>スポーツサロン北文間館の場合には、部屋が2部屋ございまして、また、利用料金につきましても、体育館が1時間380円、子どもが120円に對しまして、スポーツサロン北文間館は一律500円、スポーツ以外の会議等で使う場合には1,000円ということで、金額も上げていますので、そうしたことを勘案しまして、この数字にしております。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>積算根拠が出ましたので、末成副委員長よろしいですか。</p>
末成副委員長	<p>そうしますと、体育館で月800人ということになると、年間9,000人余りということで、そのほかに、グラウンドや本体で1万人余りという計算をされてるということですね。わかりました。それでは、私の意見は撤回します。</p> <p>まずは、これで目標を設定して、1年経過したところでの評価の時に、この部分が果たして正しかったのかということところを、その段階でもう1度提案したいと思ひます。</p>
坂野委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この積算の根拠あるいはこの金額という件で、何かご異論等ございましてか。よろしいですか。</p> <p>金額に関しまして、確かに値段が上がったら入らないのではないかという話も出かねませんので、そこは慎重にされたということだと思ひますが、そういうことでよろ</p>

	しいでしょうか。
説明者 (スポーツ都市推進課)	はい。値段の設定につきましては、庁内の使用料・手数料を検討する部会がありまして、他の施設との整合性ですとか、そういうものも頭に入れながら、この施設は冷暖房とかもありますので、そういったものも勘案しながら、1時間500円は妥当ということで評価を受けております。
坂野委員長	ありがとうございます。適正な金額というのは、他の委員会等でも議論されて、慎重に慎重を重ねた上で出てきた金額だということでございます。何かその点については、いかがですか。 林委員どうぞ。
林委員	会議等で1時間1,000円でございますか。これはどういう会議になりますか。何か役所関係で使用する場合には減免になるというのは考えていらっしゃるのでしょうか。
坂野委員長	事務局でお願いいたします。
説明者 (スポーツ都市推進課)	この1時間500円というのは、市民の方が自由に使っていただく場合の設定です。1時間1,000円となるのは、例えば、営利目的、想定しているのは、企業が会議を開く場所が無いからここで会議を開きたいというような場合になります。有料の講義と言いますか、生徒からお金を頂戴して、そこで講座を開きますという場合には、コミュニティセンターでは使用できないことになってはいますが、そういう場合でも使えます。 有料の講座を開く場合でも1,000円を払っていただいて使用できるということで、無料のコミュニティセンターと有料のスポーツサロン北文間館ということで差別化し、こちらは利用料をいただきますが営利でも使用できるということで、たくさんの人に使っていただいて、稼働率を上げるというのが狙いでございます。
林委員	よろしいですか。
坂野委員長	どうぞ。
林委員	そうしましたら、その辺をきちっと明確に皆さんにお知らせしていただきたいと思えます。そうしますと、利用する方も目的を持って利用できると思えますし、無料の方が必要という場合には、コミュニティセンターを利用しますでしょうから、その辺をきちっとお知らせしていただきたいと思えます。
坂野委員長	ありがとうございます。告知を必ずしてくださいというお話でした。よろしいでしょうか。
説明者 (スポーツ都市推進課)	はい。
坂野委員長	ほかに何かございますか。この件につきましてはよろしいでしょうか。 それでは松尾委員のご提案のとおりということになりそうですが、副委員長もよろしいでしょうか。
松尾委員	よろしいでしょうか。
坂野委員長	松尾委員どうぞ。
松尾委員	私がまた言うのも変ですが、初年度ですので、やはり、不確定要素は高いと思えます。そういうこともございますので、評価の際に、その辺のことも考慮いただければ

	<p>ありがたいと思います。指定管理者からすると、この目標は高いのかもしれませんが、自主事業の展開などでより多くの利用者に使っていただけて、喜んでいただけるようなサービスをお願いしたいということを、特命でお願いする以上は強く言っていただければと思っております。これは、事務局としての意見です。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>ありがとうございます。それでは、大貫委員よろしくをお願いします。</p>
大貫委員	<p>申請要領の7ページになります。指定管理料が年額290万円。これは増減可能ですが、合計額は3年間で870万円が上限ということで、年間平均にすると290万円ということになっております。6ページの方で修繕関係が100万円未満は指定管理者が行うということになっておりますので、この指定管理料の規模から考えると、この辺りの条件付けが少し厳しいのかなという印象を受けましたが、これは今回1者特命ということもあり、今までの総合体育館外15施設でやっている実績も勘案して、トータルで考えてくださいというイメージでよろしいでしょうか。</p>
坂野委員長	<p>それでは、事務局からお願いします。</p>
説明者 (スポーツ都市推進課)	<p>はい。トータルで考えていただくということで間違いございません。</p> <p>現在、たつのこまちづくりパートナーズが指定管理者となっている施設全体で、1,500万円で修繕をお願いしている状況でございます。この全体の1,500万円の中で、100万円未満は指定管理者が行うということでございます。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、私の方からは1点ありますが、その前に、先程もお話した先生から、飯塚古登さんのお話がすごく出ていました。その方の肖像画の展示があるということで、先生もお喜びになれるかと思えます。この素晴らしい、寄付をされたという飯塚古登さんの肖像画があつてよかったですと思います。</p> <p>私の方から1点です。最近、市民の方から、公共機関というのは月曜日の休みが多いという話がありました。図書館もそうですけれども、そういったものも指定管理の関係で、毎週月曜日というのを変更できないのかという意見が私の方に入りました。この場ですので、無理と言われるかもしれませんがお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。</p>
説明者 (スポーツ都市推進課)	<p>現行の条例ですと月曜日が休館という状況でございますが、指定管理事業については、指定管理者の裁量というものが設けておりまして、あくまでも市との協議の中での話になりますが、別日にすることはできます。実際に、総合運動公園のアーリーナのプールは、夏休み期間中、定休日無しで運用しております。これは、1日でも多く開けて、市民の皆さんに使っていただけて、そこで収益を上げるという考えがありますので、そういったことで、休みを返上してやっているというような状況がございます。</p> <p>また、現在、たつのこアリーナではワクチン接種を週に3回やっております。水曜日、木曜日、それから日曜日とやっております。そういった中で月曜日まで休館となると、一般の方の利用が制限されるということになりますので、月曜日は開けており、代わりに水曜日のワクチン接種使用時に休館にすることで、市民サービスの向上を図っている状況でございます。</p> <p>スポーツサロン北文間館については、月曜日に休館ということになっております</p>

	<p>が、月曜日は開けた方が良いということであれば、指定管理者と協議をして検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>ありがとうございます。今後とも市民のために、そういった柔軟な対応をよろしく願いいたします。何かほかにご意見、ご質問等ございますか。</p>
飯塚委員	<p>よろしいですか。</p>
坂野委員長	<p>飯塚委員どうぞ。</p>
飯塚委員	<p>安全とか防犯についてですが、総合体育館で盗撮という問題がありましたけれども、このスポーツサロン北文間館でも、更衣室とかそのような場所があるのであれば、監視カメラという提案もあると思いますが、どのような考えを持っているのか。また、監視カメラが既に設置されているとか、設置するというのであれば、設置場所の明確な配置図が提出されているのかどうかということをお伺いしたい。</p>
坂野委員長	<p>それでは、事務局お願いします。</p>
説明者 (スポーツ都市推進課)	<p>総合体育館で盗撮事件がございまして、この委員会でもご報告等させていただいたところです。現在、たつのこアリーナの防犯カメラについては、設置数を増やして、色々な対策を検討しているようなところでございます。</p> <p>今回のスポーツサロン北文間館については、どれ位の人数が来るのかが全く未知数ですので、防犯カメラについては、現時点で設置の予定はございません。不都合が生じるとか、その恐れがあるということがわかれば、設置について検討したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>ありがとうございます。飯塚委員よろしいですか。</p>
飯塚委員	<p>わかりました。事が起きてからでは遅いので、付けられるのであれば、前もって考えておいた方が良いと思います。</p> <p>以上です。</p>
坂野委員長	<p>ほかにごなにかおられますか。何かご意見がございしますか。</p> <p>それでは、無いようですので、スポーツ都市推進課からご説明いただきました、龍ヶ崎市北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）の指定管理者候補者の選定に関する申請要領及び業務仕様書につきまして、目標設定の件等で議論もございましたが、このとおり決定させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（各委員異議なし）</p> <p>ありがとうございます。来年1月に予定しております、指定管理者候補者の選定に向けまして、今後の手続を進めていただくことにしたいと思います。よろしく願いします。</p> <p>それでは以上になりますが、最後にスポーツ都市推進課の皆様へ何かお聞きしたいということがあればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。スポーツ都市推進課の皆様ありがとうございました。</p> <p>これで、本日の議題はすべて終了いたしました。ほかにごありますか。</p> <p>それでは、これにて終了させていただきたいと思っております。慎重にご審議いただきましてありがとうございました。それでは、事務局にマイクをお返ししたいと思います。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局から、最後に2点お伝えします。</p> <p>まず1点目は、本日の委員報酬についてです。</p> <p>本日の委員報酬につきましては、前回同様、2週間程度でお振込みいたします。振込の通知はいたしませんので、指定の口座でご確認ください。</p> <p>2点目は、次回の委員会についてです。</p> <p>本日議題としました龍ヶ崎市北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）の指定管理者候補者の選定を行う委員会を、来年1月に予定しております。日程につきましては、決定次第お知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上となります。皆様、本日はありがとうございました。</p>
<p>令和3年度第5回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会会議録について、上記のとおり相違無いことを確認しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>委員長 _____</p> <p>会議録署名人 _____</p> <p>会議録署名人 _____</p>	